

ろ う き よ う

発行/労働者供給事業関連労働組合協議会
(略称 労供労組協)

発行人/ろうきょう編集委員会

〒110-0003 東京都台東区根岸3-25-6 タブレット根岸2F

電話 03(5603)7880 FAX 03(5603)7265

ILO総会「雇用関係の範囲」を討議 横山労供組協事務局長を派遣

労供労組協第23回総会は3月8日(水)午後4時よりタブレット根岸5階会議室で開かれ、9組合18名が参加しました。今回の総会では、6月に開かれるILO総会に労供組協として横山事務局長を送るということが満場一致で確認されました。

総会の挨拶で伊藤議長は「非正規労働の運動をすすめるわれわれの代表をILOに送り、今後の運動への足がかりをこうして訴えました。」

労働者では半数を超える状況の中で、多様な雇用形態や偽装請負が拡大している。労供事業の発展と非正規労働者の権利確立のために活動する。

伊藤議長の挨拶



二〇〇六年度活動方針

労働契約法制研究会報告は、労働契約法の対象労働者の範囲として、家事使用人、請負契約や委託契約等にも同じき役割を提供し、経済的に従属している者も検討する必要があるとしている。6月のILO総会では雇用関係の範囲「について勧告討議がおこなわれる。非正規労働者が雇用労働者の3分の1を超え、女性

昨年1年間、雇用形態が多様化する中で、どのような運動を進めていくべきかという議論をしてきた。非正規労働者の権利を確立していくことで活動してきた。今、企業の社会的責任、コンプライアンスが問われている。私たちは企業の社会的責任を追求しながら、いわゆる供給派遣などの事業体をつつて活動してきたことは、我々としての社会的責任を果たすことでもあった。

「非正規労働者」として派遣パートの問題として思われがちだ。労供労働者は日雇個人請負委託業務が

労働実態だ。ILO総会では供給や請負などを含めた労働者の範囲が議論される。それに基づき、人として横山事務局長を派遣したい。

また、労働契約法制の議論では労働者の範囲「も」このテーマになっている。今後、このことが大きな議論になるのではないが、ILOに横山さんを派遣することで、国際的な討議の水準を踏まえ、その成果を我々の今後の活動に生かしていきたい。

二〇〇六年度役員

- 議長 伊藤彰信(全港湾)
- 副議長 中村雅信
- (サービス連合)
- 同 太田武二(新運転)
- 事務局長 横山南人(電算労)
- 同次長 堀根秀人
- (東京出版)
- 同 関根秀一郎
- (東京ユニオン)
- 同 青谷充子
- (音楽ユニオン)
- 同 大橋美智子
- (全港湾・ケアフォーラム)
- 会計監査 緒方承武
- (映演共闘)

横山事務局長、ILO派遣壮行会

5月19日(金)夜、タブレット根岸において、横山事務局長ILO総会派遣壮行会が開かれ、労供労組協加盟組合から20数名が参加し、横山さんを激励しました。



伊藤議長は、今回のILO総会では、供給や請負などを含めた労働者の範囲が議論される。小さな所帯だが非正規労働の運動をすすめるわれわれの代表として横山事務局長を派遣することに決まりました。

音楽ユニオンの青谷さんのキーボードと篠原さんのフルト演奏、参加者からの激励を受け、横山事務局長は「ILO総会では多くの参加者と積極的に交流し、発言したいので

れば会議の様子をメールなどで報告したい」と決意を述べました。

労供労組協 ILO学習会開く

6月に開かれるILO第95回総会では、契約労働など労働者の範囲や保護について討議されます。横山事務局長を派遣する労供労組協では、4月21日(金)、講師に古川景一弁護士(日本労働弁護団)と鎌田耕一(東洋大学法学部)教授を招いて、労供労組協ILO学習会を開きました。鎌田教授は総会では契約労働者の保護拡大に向けた勧告が出されるだろう。どのような労働形態であれ、何らかの保護が必要だと強調しました。参加者約50名。



ILO総会に参加する 横山事務局長に聞く

6月にジュネーブで開かれる第95回ILO総会では、雇用関係の勧告討議が行われます。

さる3月の第23回労供労組協総会では、このILO総会に横山事務局長を派遣することを確認しました。



ILO総会にむけ、4月21日にはILO総会の性格や討議のあり方などについての事前学習会が開かれ、5月19日には壮行会も開催されました。

今回のILO総会に参加する横山事務局長に、総会の勧告討議の持つ意味や参加にあつたての決

意などをお聞きしました。
(文責・編集部)

ILO総会では、どんなことが討議される予定ですか？

今回の第95回ILO総会における議題は、次の通りです。

「常設議題」としては、理事会議長及び事務局長の報告、労働における基本的原則と権利に関するILO宣言のフォローアップに基づくグローバル・レポート。

2006～07年計画・予算案及びその問題（政府のみ）。

条約及び勧告の適用に関する情報及び報告。
「理事会設定の議題」としては、

労働安全衛生における促進的枠組みを設定する新たな文書（第一次討議）。
雇用関係（基準設定）。

技術協力に関するILOの役割（一般討議）。

横山さんが参加する会議での討議はどうなりますか？

私は「理事会設定の議題」の「雇用関係」の討議に参加します。

「雇用関係」は2003年の第91回総会の一般討議を経て「結論」を採択しました。

この中で、「雇用関係を将来の総会議題とすることを理事会に要請する」と記載されました。さらにその「結論」では、最近の雇用関係を考慮し、「雇用関係の適用範囲を明確に定義し、労使に法の権利や義務を啓発するため、新たな勧告を採択すべき」としました。

このような議論経過を踏まえて、今年の総会では、雇用関係に関する新たな勧告の設定に向けた議論が行われます。

「雇用関係」討議の経過は？

今回の勧告に向けた討

議がなされる経緯は、1997年および1998年に条約・勧告をつくる前提となる労働基準設定に関する議論としてコン

トラクト・レイバー（Contract Labour）、「契約労働」が議論されたことに始まります。これは、実質的には企業と使用従属関係の就労者は保護する必要があるという議論でした。

しかし、対象となる労働者の定義の共通理解が得られず、条約や勧告はまとまりませんでした。

1998年以降、国別の調査や専門家会議が開催されたり、2003年の第91回総会では「雇用関係の範囲」が議論され、2004年3月の理事会で今年6月の第95回総会で勧告の採択に向けて「雇用関係」が議題とされることになりました。

この勧告は、契約労働で働く労働者が擬装雇用にあまいな雇用あるいは三角関係雇用といった中で労働者としての保護が受けられない状況があり、これらの労働者を保護するため、雇用関係や範囲

を明確にしようということです。

「雇用関係の勧告」はどんな内容になるのでしょうか？

ILO事務局の勧告案では雇用関係の存在の決定を容易にするために、雇用関係の確立のための広範囲の手段を可能ならしめること。一つ以上の指標がある場合に雇用関係が存在するという法律上の推定を規定（推定規定）すること。もつ

とも代表的な使用者と労働者の団体が存在する場合は、同団体と事前協議した後で、一般的な部門もしくは特定の部門の一定の特徴を持った労働者を被雇用者、自営業者の何れかで見なさねばならないと決定すること、となつていきます。

の規定には、使用者側の相当な反発が予想されます。もし、この規定がなされれば、「擬装雇用、あまいな雇用あるいは三角関係雇用」というような場合でも「雇用関係がある」と見なされ

るようになります。

「勧告決議」がされると労働運動、とりわけ非正規労働の運動にどのような影響がありますか？

雇用関係の範囲、つまり労働者性について勧告が出ますから、非正規労働の労働者性を争う場合、今まで労働者として認められなかったケースでも勧告次第では認めるべき範囲に入る可能性がります。そのことで、裁判所における労働者性の判断基準がわかれこれによって有利になる可能性があります。

ですから、擬装雇用、あまいな雇用あるいは三角関係雇用といった明確な雇用関係がない労働者にとって、保護を受けることを求めることができるようになります。

お忙しい中、ありがとうございます。飲み過ぎないように（笑）。帰国後の報告会を楽しみにしています。